

六価クロム化合物に係る排水基準等の見直しについて

1. 国の動き

令和4年4月に六価クロム化合物の「公共用水域の水質汚濁に係る人の保護に関する環境基準」および「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が0.05 mg/L から0.02 mg/L に改正された。

これを受け、環境省において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）に基づく排水基準等が表1のとおり改正され、令和6年4月1日に施行される。

表 1

基準値	改正前 (mg/L)	改正後 (mg/L)	(参考) 県条例等の基準
① 排水基準（※1）	0.5	0.2	0.05
② 地下浸透基準（※2）	0.04	0.01	（国の基準を引用）
③ 地下水浄化基準（※3）	0.05	0.02	0.05

※1：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

※2：水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）

※3：水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）

2. 本県の対応について

本県では、滋賀県公害防止条例（昭和47年条例第57号。以下「条例」という。）により、法の届出対象施設に加え、県独自で届出対象とする施設（以下「横出し施設」という。）を定め、法との整合を図りながら、これらの施設を設置する事業場に係る排水基準等を定めている。

法に基づく排水基準等の改正に伴う本県の対応等は次のとおり。

① 排水基準について

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年条例第58号）および滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年規則第10号。以下「条例規則」という。）において、六価クロム化合物に係る排水基準を0.05 mg/Lと定めており、今回の省令改正後の排水基準（0.2mg/L）より厳しい排水基準を既に定めている。

平成30年度から令和4年度までの本県における公共用水域での水質調査の結果、全ての地点において、六価クロム化合物は不検出であり、六価クロム化合物に係る排水規制のさらなる強化が必要な状況にないため、現行のままとする。

② 地下浸透基準について

地下浸透基準は、特定地下浸透水に有害物質を含むものと判断する要件として、条例規則により、「有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されること」と、法と同じ内容が定められている。

条例規則等の改正は必要ないが、水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境大臣が定める検定方法が改正され、六価クロム化合物に係る定量下限値が0.04mg/Lから0.01mg/Lに変更されるため、法と同じく地下浸透基準の値が変わることとなる。

③ 地下水浄化基準について

条例に基づく横出し施設を設置する事業場に対する地下水浄化命令の発出の要件を定めるため、条例規則において、法と同じ基準値を地下水浄化基準として定めている。

このため、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下「法規則」という。）の改正に合わせて、条例規則の改正が必要となる。

3. 滋賀県公害防止条例施行規則の一部改正について

法規則の改正に合わせて、条例規則で定める六価クロム化合物の地下水浄化基準を表2のとおり改正し、法規則の施行にあわせて令和6年4月1日に施行する。

表2

基準値	改正前 (mg/L)	改正後 (mg/L)
地下水浄化基準	0.05	0.02

【参考】法に基づく排水基準等の改正に伴う本県の対応まとめ

	環境基準 (mg/L)	①排水基準 (mg/L)	②地下浸透基準 (mg/L)	③地下水浄化基準 (mg/L)
国 法規則等	0.05 → 0.02 (R4.4.1改正)	0.5 → 0.2 (R6.4.1改正)	0.04 → 0.01 (R6.4.1改正)	0.05 → 0.02 (R6.4.1改正)
県 条例規則	—	0.05 (改正なし)	国の基準を引用 (改正なし)	0.05 → 0.02 (R6.4.1改正)

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2～3（略）

○水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

一～四 (略)

3～4 (略)

別表第二 (第九条の三関係)

有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇二ミリグラム
(略)	(略)
備考 (略)	

○滋賀県公害防止条例 (昭和47年滋賀県条例第57号)

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第29条の7 知事は、特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を設置する工場等 (以下この条において「有害物質貯蔵指定事業場」という。) において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者 (相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。) に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2～4 (略)

○滋賀県公害防止条例施行規則 (昭和48年滋賀県規則第10号)

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第19条の2 条例第29条の7第1項または第2項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者または設置者であつた者および当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定め行うものとする。

2 条例第29条の7第1項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表

第11の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値（以下「地下水浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項または同条第2項の命令を2以上の特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者または設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下この条において「削減目標」という。）を達成することとする。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

別表第11（第19条の2関係）

有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
(略)	(略)